

議第61号 呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号。以下「標準令」といいます。）の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に係る審査手数料の額を引き上げるものです。

2 条例改正に係る標準令の一部改正の内容

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、標準令に定める手数料の標準額について、事務に係る直近の人件費や物件費等の変動を加味した試算が行われ、現行の額に比して増額となるものについて標準額が改定されました。

このうち消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に関する事務に係る手数料の標準額が次の表のとおり改定されました。

（単位：円）

手数料の額の標準が改定されたもの	現行の標準額	改定後の標準額
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 貯蔵最大数量10,000kl以上50,000kl未満	1,580,000	1,590,000
同 貯蔵最大数量50,000kl以上100,000kl未満	1,940,000	1,950,000
同 貯蔵最大数量100,000kl以上200,000kl未満	2,260,000	2,270,000

【参考】

・ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所

液体の危険物上に巨大な落とし蓋を浮かべた構造で、その落とし蓋が屋根を兼ねる構造のタンクで、貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の最大数量が1,000キロリットル以上のもの

・ 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

固定屋根タンクの内部に蓋を浮かべた構造のタンクで、貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の最大数量が1,000キロリットル以上のもの

3 改正に係る対象施設の設置状況

本市において、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所は、設置されていません。

4 施行期日

令和元年10月1日